

発議第1号

「情報・コミュニケーション法（仮称）」早期制定を国に対して
求める意見書（案）

上記意見書案について、会議規則第14条の規定により提出する。

平成26年6月26日

提出者

石狩市議会議員 大 平 修 二
蜂 谷 三 雄
上 村 賢
千 葉 正 威
片 平 一 義
高 田 静 夫
棟 方 加代子
日下部 勝 義

原案可決

平成26年6月26日

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

石狩市議会議長 青山祐幸

原本により謄写する

平成26年6月26日

石狩市議会議長 青山祐幸



発議第1号

「情報・コミュニケーション法（仮称）」早期制定を国に対して求める意見書（案）

現在の日本社会で情報にアクセスし、コミュニケーションが自由にとれることは社会生活に欠かせない。しかし、障がい者、難病の人たち、高齢者、IT機器が使えない、持てない人たち、こうした人たちに情報を伝え、コミュニケーションをとろうとする人たちの側にも適切な福祉施策、人的支援がなければ情報伝達やコミュニケーションは困難となり、情報のアクセス格差、コミュニケーションに格差が生じてしまう。

こうした格差を解消し、社会全体をバリアフリー化していくためにも必要な配慮や手段を義務化し、実行することが必要である。

障がい者の場合「障害者権利条約」で、障がい者が自ら選択し、自ら決定することが基本理念としてうたわれているが、情報にアクセスし、コミュニケーションに困難を持つ、困難を感じる社会構成員にも、アクセスとコミュニケーションが保障される環境整備が望まれている。

また、障害者基本法が改正された際、下記のように規定され、衆参両議院にても付帯決議がされている。

①改正「障害者基本法」第3条3「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」

②衆参議院付帯決議6「国は、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況等を勘案し、救済の仕組みを含む障害を理由とする差別の禁止に関する制度、障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度及び難病対策に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずること。」

よって、国においては、情報へのアクセス、コミュニケーションに困難を持つ社会構成員が等しく社会参加できるよう、下記の事項について速やかに必要な措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1、障害者基本法第3条に手話が「言語」として定義されていることに基づいて、障害者差別解消法や障がい者に関する法律において「言語」、「コミュニケーション」、「情報」についての定義、権利規定を明記し、情報・コミュニケーションにバリアを持つ社会構成員の基本的な人権としてあらゆる場面で情報・コミュニケーションを保障するための法整備を行うこと。
- 2、法整備にあたって、情報・コミュニケーション施策の基本となる「情報・コミュニケーション法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

北海道石狩市議会